

東京都主税局委託調査

スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービス
と企業の公的負担のあり方に関する調査

報告書

平成 25 年 2 月 28 日

 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.

□■ 目次 ■□

I.	基本的事項	- 1 -
1.	スウェーデン単一国家の概要.....	- 1 -
(1)	国と地方の仕組み（地方自治制度の概要）	- 1 -
(2)	政府間の権限配分（根拠法律、主な所掌事務、権限の優劣、国・地方自治体の関係、政府間財政関係(課税権、徵稅権、配分権、税率決定権、独自課税等)）	- 2 -
2.	基本的データ	- 13 -
(1)	概況	- 13 -
(2)	財政規模	- 13 -
(3)	経済指標	- 23 -
(4)	企業の概況	- 23 -
3.	社会保障制度（年金、医療、子育て、介護、福祉等）の概要	- 32 -
(1)	社会保障制度の全体像	- 32 -
(2)	社会保障制度の理念と最近の動向.....	- 37 -
(3)	社会保険制度.....	- 39 -
(4)	個別社会保障分野.....	- 44 -
II.	企業の公的負担	- 68 -
1.	企業課税の概要	- 68 -
(1)	法人税	- 68 -
(2)	固定資産税	- 73 -
(3)	付加価値税	- 74 -
(4)	エネルギー関連税.....	- 75 -
(5)	原子炉の熱出力に対するエネルギー税	- 77 -
(6)	自動車税	- 78 -
(7)	混雑税	- 79 -
(8)	税制優遇措置の評価	- 81 -
2.	租税以外の企業の公的負担（法定拠出）の概要.....	- 83 -
(1)	社会保障に関わる企業の公的負担（法定拠出）	- 83 -
(2)	社会保障以外の企業の公的負担（法定拠出）	- 84 -
(3)	その他、金銭的拠出を伴わないが、企業にとって負担感のある制度等	- 84 -
3.	法定外福利費の概要	- 85 -
(1)	法定外福利費の種類	- 85 -
(2)	法定外福利費の規模と税制上の扱い	- 86 -
(3)	労使の団体協約に基づく法定外福利の決定	- 87 -
(4)	労働コストに占める法定外福利費の大きさ	- 90 -
(5)	法定外福利費の大きさ法定外福利費についての企業の考え方	- 91 -
(6)	その他（企業による従業員の能力開発等）	- 91 -

III. 企業支援に関する行政サービスとこれらのサービスに対する企業側の評価	- 94 -
1. 企業をサポートする行政施策（歳出面）	- 94 -
(1) 国の役割	- 94 -
(2) 地方の役割	- 99 -
2. 具体的な支援策	- 101 -
(1) 地域開発助成金	- 101 -
(2) より良い規制（Better Regulation）	- 104 -
3. 政府による職業訓練施策	- 108 -
4. その他	- 109 -
(1) 企業が企業負担や企業支援に関する要望を伝えるルート	- 109 -
(2) 企業が立地を決定する要因	- 109 -
(3) 企業課税を巡る特筆すべき事項—タックス・ギャップへの対策—	- 110 -
(4) 企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する考察	- 113 -
参考資料	- 116 -

I. 基本的事項

1. スウェーデン単一国家の概要

(1) 国と地方の仕組み（地方自治制度の概要）¹

①地方自治制度の概要

スウェーデンは、立憲君主制を採用する一院制民主国家である。国の統治に関する統一的な憲法典は存在しないが、「統治法典（Instrument of Government）」「王位継承法（The Act of Succession）」「出版の自由に関する法律（The Freedom of the Press Act）」「表現の自由に関する基本法（The Fundamental Law on Freedom of Expression）」の4つが国的基本法とされている。このうち地方自治制度については、統治法典第1章第7節において「スウェーデンには、ラントスティング（Landsting=県、英語表記は County council / region）とコムユーン（Kommun=市町村、英語表記は Municipality）を置く。ラントスティングとコムユーンの政策決定権は、その議会にある。ラントスティングとコムユーンは、その責務を果たすために、課税権を有する。」と規定されている。

上記の統治法典の他、スウェーデンにおける地方自治制度の具体的な内容が規定されているのは、1862年に制定された地方自治法（Swedish Local Government Act）である。同法において、地方自治体の構成単位としてコムユーンとラントスティングが規定されており、その役割については、「民主主義と地方自治の検束に基づき、地方自治又は特別法に定める事務を処理するもの」と定義されている。

コムユーンは、大よそ我が国の基礎自治体である市町村に該当するもので、スウェーデン全体で290存在している。その業務は教育、福祉を中心とする住民への直接サービスである。一方、ラントスティングは、複数のコムユーンを含む広域的な自治体で、地理的には我が国制度で言う都道府県に相当し、スウェーデン全体で21存在している²。その主な業務は医療サービスで、事務（歳出）の約9割が保健医療関係である。コムユーンとラントスティングは、それぞれ所管する地域と人口規模によって事務分担しており、相互に対等な関係の地方自治体であり、制度的にはラントスティングはコムユーンの上位団体に位置付けられるものではない。この点は我が国の中町村と都道府県との関係と異なる。

なお、コムユーンの平均人口は約32,676人（中央値：15,221人）、ラントスティングの平均人口は約451,243人（中央値：272,883人）となっているが、その規模にはバラツキが大きい。

¹ 以下は、主に財務省財務総合政策研究所（2006）「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 第12章 スウェーデンにおける国と地方の役割分担」（調査実施は弊社）及び自治体国際化協会（2004）「スウェーデンの地方自治」の記載内容を基に、各事項について情報を更新して作成した。

² コムユーンではあるがラントスティングの事務も所掌するゴットランドを含め、ラントスティングの数を21とする。また、ラントスティングのうち、本来は国の業務である地域開発も所掌するゴットランド、ハーランド、スコーネ、ヴェストラ・ヨーダラントの4つのラントスティングは、特にレギオン（Region）と呼ばれる場合もある。以下、本報告書では4つのレギオンもラントスティングに含めることとし、ラントスティングの数は21とする。また、コムユーンの数は290と数えることとする。

(2) 政府間の権限配分（根拠法律、主な所掌事務、権限の優劣、国・地方自治体の関係、 政府間財政関係(課税権、徴税権、配分権、税率決定権、独自課税等)）

①国、地方の主な所管業務

地方自治体の事務と権限については、地方自治法第2章において、地方自治体に認められた一般的権限に基づくものと、個別事業について定められた特別法に基づくものが存在すると規定されている。

このうち一般的権限は、その地方自治体の「秩序及び経済に関する公共の必要」に応える一般的権利であり、この一般的権限に基づく事務として具体的には、住宅の供給、道路ネットワークの整備、交通、通信、上下水道、エネルギーの生産と供給、レジャー、文化活動等がある。一方、特別法に基づく事務としては、コムユーンについては、学校教育、社会サービス、高齢者ケア、心身障害者ケア、計画と建築、救助サービス、環境保護対策があり、ランスティングについては、医療と歯科治療がある。

事務配分の原則としては、国は社会全般の発展と国全体の生活水準の維持に責任を持つており、議会と政府は地方自治体の事業について法的及び財政的な枠組みを設定し、各分野についての目標や指針を指示する。一方、コムユーン及びランスティングは、それに沿って、上記の一般的権限及び特別法に基づいて、それぞれの事務事業を実施することとなる。下表は国、地方の主な所掌事務である。

図表 スウェーデンにおける国・地方の主な役割分担

国	コムユーン	ランスティング
<ul style="list-style-type: none">・ 外交・ 防衛・ 公安・警察・ 立法・ 司法制度・ 経済政策・ 高等教育及び研究・ 高速道路、長距離交通・ 通信・ 労働市場、産業政策・ 住宅政策・ 社会保障、移転給付（年金など）	<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育、成人教育・ 児童ケア・ 障害者支援・ 高齢者ケア・ 地域計画、建築許可・ 消防・ 救急・ 民間防衛・ 緊急計画・ 環境、保健・ 水道、下水道・ エネルギー供給・ 廃棄物収集、処理・ 道路建設維持管理・ 公園整備維持管理・ 文化、余暇活動支援・ 地域経済支援・ 地域交通	<ul style="list-style-type: none">・ 一般医療・ 母子保健・ 歯科治療・ 精神保健・ 医療専門職教育・ 農林業教育・ 成人教育・ 文化、余暇活動支援・ 地域交通

資料) 自治体国際化協会 (2004) 「スウェーデンの地方自治」

なお、コムューンとランスティングは共同で、当該地域の公共交通（バス、路面電車、地下鉄等）の業務を行うこともある。この場合、公共交通企業を直接保有（経営）する場合もあれば、委託契約により実施する場合もある。

②レーン府（国の地方行政機関）

スウェーデンには、地方自治体のコムューン、ランスティングとは別に国の事務を地方レベルで遂行する国の出先機関として、レーン府（Länsstyrelse）が存在する。このレーンは地理的にはランスティングにほぼ一致し、全国で計21存在する³。

レーン府はその区域内において国の事務を行うとともに、レーン内における国、コムューン及びランスティングの活動が地域における政策目的に従って実施されているかを調整するという責務を負っている。このレーン府は、6年の任期で内閣により任命される議長であるレーン府長官（landshövding）とランスティングにより3年の任期で選出される14名の委員によって構成されている委員会組織であり、それらが運営母体となっている。レーン府長官には、大臣等の高名な政治家、高級官僚などが任命される。レーン府は以下の業務について、域内の地方自治体及び民間会社などに対する監督の責任を負っている。

図表 レーン府の主な所管業務

- ・ 国の地方支部局としての事務（行政的許認可、警察・公安、労働市場、産業政策等）
- ・ 交通安全（タクシー、バス、貨物輸送など）
- ・ 農業及び牧畜業、食品衛生に関する法規
- ・ 動物保護
- ・ 自然環境の保護
- ・ 住宅政策
- ・ 狩猟及び漁労
- ・ 遺跡の保全
- ・ 各種のケアサービス
- ・ トナカイ飼育及びハイランド地域の管理（特定地域のみ）

資料) 財務省財務総合政策研究所（2006）「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 第12章
スウェーデンにおける国と地方の役割分担」に加筆して作成

③レギオン実験

スウェーデンでは、1997年以降、地方分権化を進める上で、国の地方出先機関であるレーン府の機能の一部をランスティングに移譲して、ランスティングから「レギオン（region）」への移行を試験的に進めている（レギオン実験）。ランスティングの境界同士に位置するコムューン間で、ランスティングの垣根を超えて地域間での連携を促進し、産業振興、高齢者介護の分野での統合により、地域を活性化すること等が目指されてい

³ 20のランスティングと、ランスティングの機能も兼ねるコムューン（ゴットランド）を加え、21となる。

る。

現在 21 あるランスティングを合併によって広域化し、将来的には 10 程度のレギオンに集約していく予定となっている⁴。ただし、1999 年に旧来のランスティング同士が合併して誕生したヴェストラ・イエータラントとスコーネの 2 つのレギオン以降、ランスティング同士の合併はなく、従来のランスティングがレギオン化したのみであり、レギオンの数は 2012 年末現在でも 4 つ（ゴットランド、ハーランド、スコーネ、ヴェストラ・ヨータラント）に留まっている⁵。

④政府間財政関係(課税権、徵税権、配分権、税率決定権、独自課税等)

地方自治体の課税権は憲法に相当する統治法典第 1 章第 7 条で保障されており、「地方自治体は、自らの事務遂行のために税を課すことができる」と規定されており、また、第 8 章 5 条にて、「（国が）地方税制を変更する場合は、法により規定する必要がある」と定めている。これにより、地方自治体は、個別法で制定された、いくつかの制限を除けば、独自に税目を創設することが可能となっている。こうした憲法上の規定により、かつては、自治体ごとに多種・多様な税が設定され、例えば犬税などの税目が存在していたが、徵税コストがかかるなどの理由から、各地方議会において順次に廃止され、現在では、地方所得税が唯一の地方税目となっている。地方所得税は、国の法律で規定された税目であるが、税率の設定については、法律上、税率の上限規定が設けられておらず、地方自治体は、自由に税率を設定することができるようになっており、結果、自治体によって税率が異なる状況となっている。

なお、所得の把握及び徵税については、国の機関である地域税務局 (skattemyndigheter) が行なっており、税務局は、全国で 10ヶ所存在する。

⑤財政調整制度

スウェーデンでは、国からの交付金（一般補助金、特定補助金）による調整（垂直的調整制度）に加え、地方自治体間で歳入、歳出の平均を基準に資金を移動し、財政力を調整する制度（水平的調整制度）がある⁶。

スウェーデンにおける財政調整制度は、1966 年に税平衡交付金制度が導入されたことを起源とする。その後、区分の見直しが幾度か行われた後、1986 年に自治体間での財政調整を行なう水平的調整制度が創設された。背景には、増加する歳出と所得税率の引き上げを進めた地方自治体に対して国が税率抑制政策を指示する中、その影響が自治体間で異ならないようにすべきである、との要求があり、その調整のための制度として水平的調整

⁴ 2007 年に提出されたレギオン実験に関する責任委員会の最終報告書では、すべてのランスティングは 2014 年までにレギオンに再編さることが提案されている。

⁵ 地方自治体連合へのインタビューでは、「レギオン化は進んでいない」とのことであった。

⁶ 水平的財政調整制度は、スウェーデンにおける 4 つの基本法のうち、統治法典 (Instrument of Government) 第 14 章第 5 条を法的根拠としている。

制度が導入された。制度導入後、同制度は国からの特定補助金が一般補助金化されたことに伴い、1993年に制度は一時廃止されたが、特定補助金削減の影響が大きかった地域や、一般補助金を含む中央政府の補助金総額抑制方針が地方自治体に与える影響が大きかったため、1996年に甦生している⁷。

図表 スウェーデンにおける財政調整の発展経緯

年	改革内容
1966	全ての地方財政部門に対する税平衡交付金制度導入。「財政力不足に対する交付金」「高税率コムーンに対する交付金」「特別税平衡交付金」の3要素について、最低保障レベルを設定して財政調整。
1974	「高税率コムーンに対する交付金」を廃止。課税力区分をコムーンは6、ランディングは5つに区分。
1980	課税区分を12に増加。103-136%までの基礎保障割り当て、年齢構造に基づく基礎保障の修正。人口減少による追加措置導入。
1986	一般税平衡負担金と特別税平衡負担金による平衡交付金制度（水平的調整制度）導入。特別平衡税負担金は課税力が高いコムーンが累進的に負担。
1989	課税力区分を25に増加。100-157までの基礎保障割り当てに変更。
1993	平衡交付金制度の廃止及び国庫平衡交付金制度の導入。後者は「収入の標準化」「構造的差異の標準化」「人口減少の追加措置」の3要素。特定補助を一般財源化。
1996	平衡交付金制度の復活。住民一人当たり定額の包括交付金の導入
2005	歳入平衡化、費用平衡化、構造交付金、過渡的補助金、調整交付金を基本とする平衡化制度の導入

資料) 林健久 (2006) 「水平的財政調整の動搖」『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』東京大学出版会、原出典は伊集守道 (2005) 「スウェーデンにおける政府間財政関係」(日本財政学会第62回大会報告資料) を基に一部加筆修正

以下ではそれぞれの制度の概要について述べる。

1) 国からの交付金（一般補助金、特定補助金）

一般補助金（Block Grants to local government）の目的は、国が定めた政策目的に合致した行政サービスを地方自治体が地域住民に提供できるよう、地方自治体に対して財源保障することである。後述する水平的財政調整システムが存在するにもかかわらず、この一般補助金が国から地方自治体に交付される理由は、地方税収が水平的財政調整システムにより平準化されても、地方自治体の財政需要の総額は地方税収額よりも多額であるので、地方自治体の財政需要を総額として補填する必要があるからである。

この制度創設の背景には、1990年代に政府の地方自治体に対する補助金システム改革が実施されたことにあり、この機会に中央政府の地方自治体に対する数多くの特定目的別補助金が廃止されて、使途の制限が無い現在の一般補助金に移行している。

国が地方自治体の活動の財源を保障するための一般補助金額の水準は、国会で承認される「財政原則（Finansieringsprincipen）」によって決定されている。この原則は、もし政府によって採用された政策が地方自治体のコストを増加させるまたは地方税収を減少させ

7 水平的調整制度の導入背景等については、林健久 (2006) 「水平的財政調整の動搖」『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』東京大学出版会に詳しい。

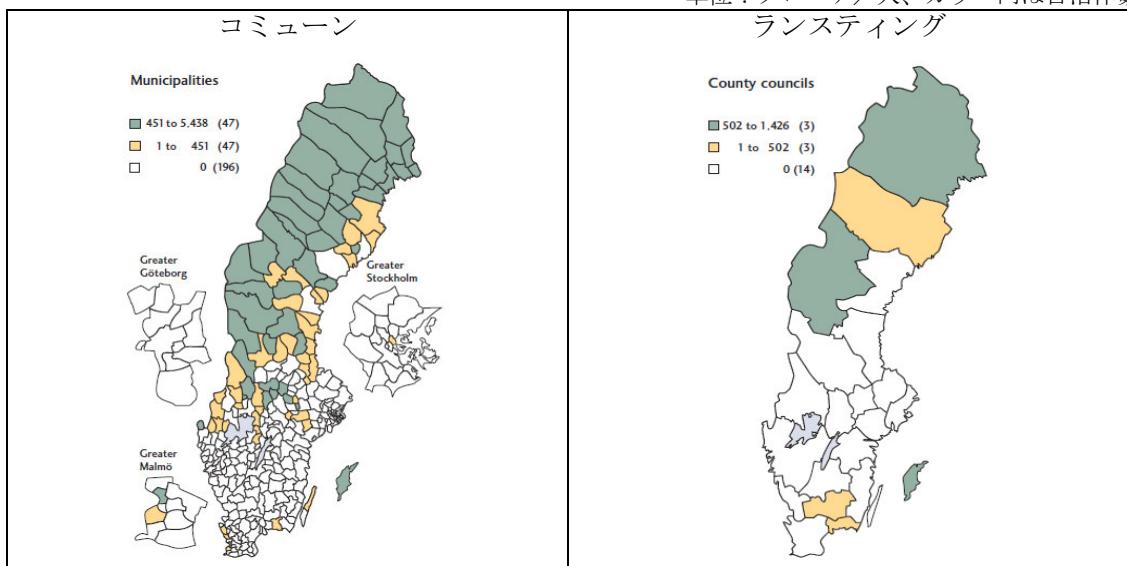
る結果につながったとすると、それに応じて政府の地方自治体へ交付する一般補助金も増加させなければならないこととなっている。

一般補助金は後述する平衡交付金とともに交付されるが、算定は別になっており、具体的な交付基準は各地方自治体に居住する住民数を基に決定される。ただし、年齢構成要素も加味されており、若年者及び高齢者などには加算項目が設定されている。この一般補助金の目的は地方自治体の税源や行政コストの構造上の格差をなるべく小さくするためである。例えば税収が少ない、即ち税源が乏しい地方自治体や、児童や高齢者の人口に占める割合が多い地方自治体は、税源が豊かな地方自治体や、子どもや高齢者の人口に占める割合が少ない地方自治体よりも多くの一般補助金が支出される仕組みになっている。なお、1992年以前の仕組みでは、地方自治体へ交付される政府の一般補助金は政府の地方自治体向けの補助金のうち10%程度を占めるだけであった。

この他、国からの交付金には、特定の問題を抱えた自治体を強化する目的で、「構造的補助金」「過渡的補助金」がある。「構造的補助金」は、2005年の制度改正による交付金収入の減少を補填するもので、2004年以前の制度において、産業振興・雇用促進及び脆弱な人口基盤を基に算定交付されていた歳出平衡交付金が減額することへの補填を目的としている。具体的には、交付金の減少額が、コムューンでは2005年の課税標準の0.56%、ランスティングは0.28%を基準にして、これを上回る場合に国から交付される。また、「過渡的補助金」は、制度変更によって交付金収入の減少を補填するもので、上記「構造的補助金」では補償されない部分について、2005-2010年の時限的に交付されるものである。交付基準はコムューンでは2005年の課税標準の0.086%、ランスティングは0.04%を基準に算定される。なお、「構造的補助金」の交付を受ける地方自治体は、下図のとおり、コムューン・ランスティングとも、過疎地の北部地域が多くなっている。

図表 人口1人あたり構造的補助金交付額（2008年）

単位：クローナ／人、カッコ内は自治体数



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions(2008), "Local Government Financial Equalisation"

一方、特定補助金は学校、児童福祉、高齢者ケアなど特定分野の支出を目的に交付される補助金である。国の各省庁はこのような補助金により地方自治体が特定の事業を運営し、地方自治体において行政サービスの提供が円滑に行われることを促進する目的としてこの特定補助金を交付している。

1980 年代の初期には、特定補助金は地方自治体の資源を非効率に使う結果となり、地方自治の決定力を侵害するものだとして批判の対象となっていた。スウェーデンにおける地方自治体は、伝統的に民主主義システムの中で中心的役割を果たしてきたが、この特定補助金システムにより地方自治体の自治機能が損なわれていると危惧され始めた。例えば、高齢者ケアの最終的な目標はスウェーデンどこにおいても原則として同じであるが、過疎地と大都市で実施されている政策では、その置かれた環境の相違により、その状況が異なるため、国による画一的な特定補助金による財政調整では地方自治体ごとの実情にうまく対応しきれない。地方自治体が補助金も含めたすべての予算の使い方を独自に決定できれば、各地方自治体の実情に合致したものになるはずであると考えられるようになった。

このような批判に応えるため、1990 年代の初めに国会は地方自治体に対する国の補助金システムについて画期的な改革を実施した。原則として国の地方自治体に対する国の補助金に充当される財源は、特別の理由がない限り一般補助金に充当されることとされた。地方自治体が国の委任を受けて事業を実施するために必要な経費を国が支払う場合には、その使途の特定化が継続されるが、その他については国の財源は一般補助金に移行されることとされた。現在では国の地方自治体に対する補助金の大半が一般補助金となっている。

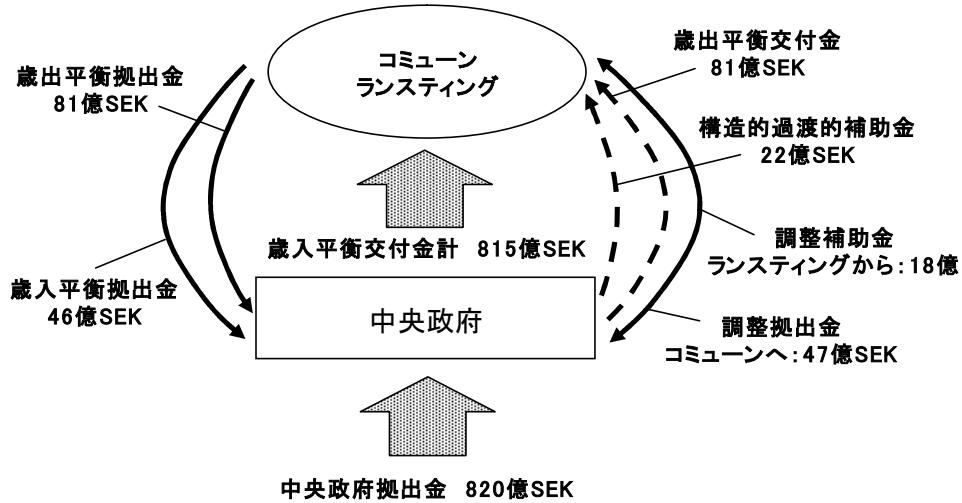
2) 水平的調整制度（平衡交付金制度）

1996 年に導入された水平的調整制度（平衡交付金制度）の背景にある基本的な考え方とは、課税標準や住民の年齢構成、地理的条件等の相違にかかわらず、すべての地方自治体が、住民に対して、同じ料金で同水準のサービスを提供することを可能にすることである。この仕組みは、ランクスティング、コミューンの双方のレベルで実施される。

2004 年までの制度では、住民一人当たりの課税所得額が全国平均値を超過している地方自治体からの拠出金を原資にして、住民一人当たりの課税所得額が全国平均値を下回る地方自治体に対して、水平的に財政調整が行われていた。また、歳出についても同様に、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を下回る地方自治体からの拠出金を原資にして、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を超過する地方自治体に対して水平的に財政調整が行われていた。

2005 年における改正では、本制度の下で恒常に負担側に回り続けていくストックホルム市等からの批判を受ける形で、国の財源保障役割が大きな制度に変更されたが、引き続き、地方自治体間の歳入面での財政調整と歳出面での財政調整の両面が考慮された制度となっている。

図表 スウェーデンにおける財政調整の仕組み



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) , “Local Government Financial Equalisation”
及びStatistiska centralbyrån (2012) , “Årsbok för Sveriges kommuner”

図表 地方財政調整の内容（2012年） 単位：億クローナ

区分	コムニーン	ランスティング	計
歳入平衡交付金	563	252	815
歳入平衡化拠出金	-42	-4	-46
歳出平衡化交付金	65	16	81
歳出平衡化拠出金	-65	-16	-81
構造補助金	15	7	22
過渡的補助金	-	-	0
小計	536	255	791
調整補助金／拠出金	47	-18	29
計	583	237	820

資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) , “Local Government Financial Equalisation”
及びStatistiska centralbyrån (2012) , “Årsbok för Sveriges kommuner”

a 歳入平衡交付金

2005 年以降の制度では、住民一人当たりの課税所得額が、「全国平均値×115%（ランスティングでは 110%）」を超過しているコムニーンから拠出された「歳入平衡拠出金（Income Equalisation Charge）」は、国税から拠出される前述の一般補助金の原資とともに一体化され、まとめて「歳入平衡交付金（Income Equalisation Grant）」として基準未満の地方自治体に交付されている。

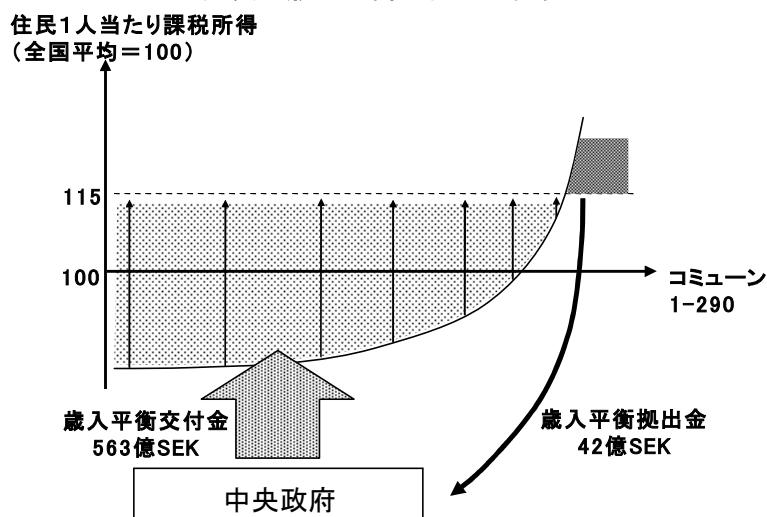
現行の「平衡交付金」の算定は、ランスティング、コムニーン、それぞれの基準に基づき、別々に算定されている点は、従前と変わり無い。この「平衡交付金」の算定は大別すると、①税収が多い地方自治体の基準超過分を算定するプロセス、②これらの地方自治体からの拠出額、及び国税から拠出される一般補助金を合算した「歳入平衡交付金」の総額をもとに、各地方自治体への配分額を決定するプロセス、に整理できる。

①については、地方自治体の一人当たり課税所得額基準としてコムニーンでは全国平均の 115%（ランスティングでは 110%）が設定され、これを超過する地方自治体から拠出

金が拠出される仕組みになっている。かつては拠出基準が全国平均値の100%の基準であったが、2005年の改正において115%に改正され、現在では、全国平均値を大幅に超過している裕福な地方自治体のみから拠出を求める、という仕組みに変更されている。

②についても、原則、全国平均値×115%との差額分が交付される。この新しい算定方法は、財務省の他、地方自治体も参加して作成されたもので、政府、地方自治体の双方が合意しているものである。算定式は、財務省が所掌し、実際の算定は財務省傘下の中央統計局が実施している。

図表 歳入平衡交付金の仕組み⁸



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008), "Local Government Financial Equalisation" 及びStatistiska centralbyrån (2012), "Årsbok för Sveriges kommuner"

本制度では、算定式上総額では、地方自治体の拠出額<交付金額となり、その差額を国からの歳入平衡交付金で埋めることになる。

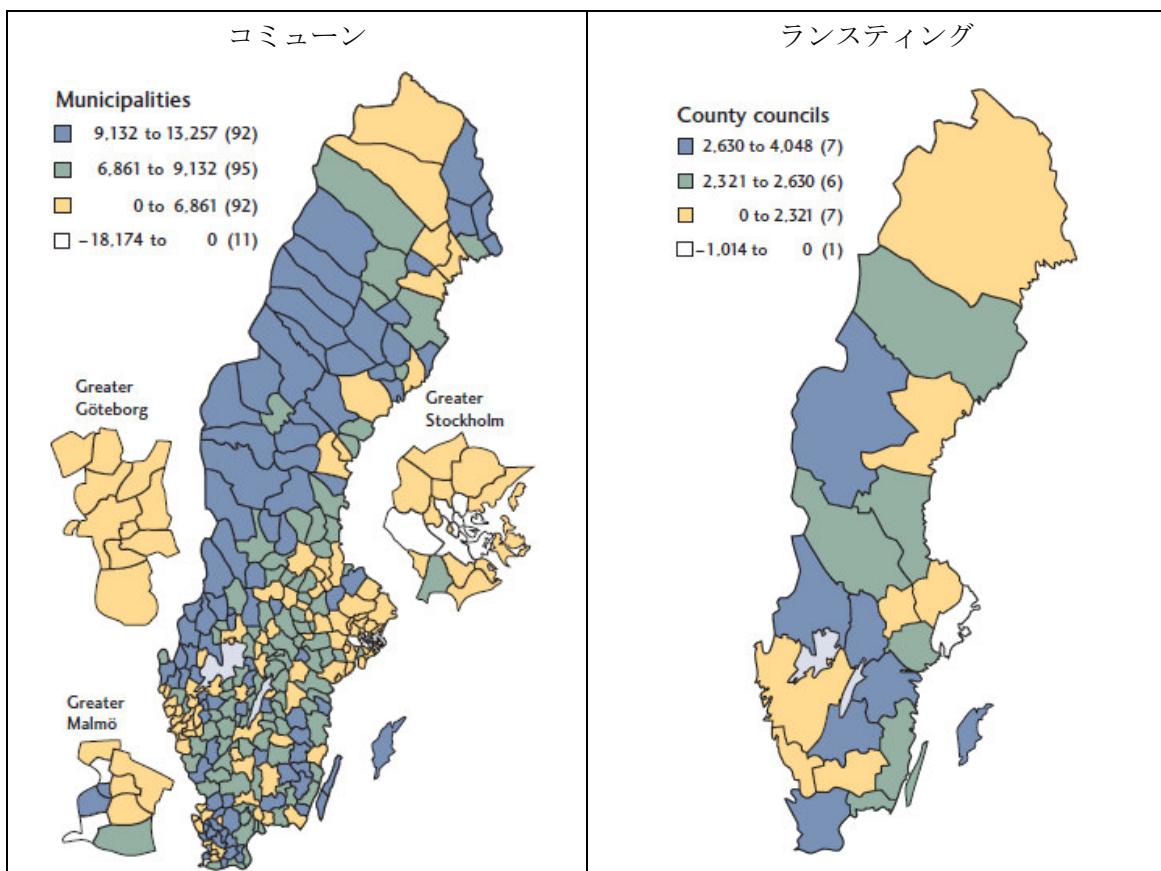
なお、算定した額がそのまま地方自治体に交付されるのではなく、時々の経済条件に基づき、交付額の決定は議会が行っている。議会は増額、減額のどちらも判断するが、確固たる根拠により増減を決定している訳ではなく、増減はあくまでも政治的に決定されているのが現実である。

2008年の場合、下図にみるとおり、歳入平衡交付金を拠出する地方自治体は、コムューンではストックホルムやマルメ周辺の11コムьюーンに留まり、残りの279のコムьюーンは、歳入平衡交付金の交付を受けている。同様に、ランスティングで拠出側に回っているのはストックホルムのみであり、残りの20のランスティングは交付を受ける側である。

⁸ 一人当たり課税所得が全国平均比115%（110%）未満の団体⇒全国平均比95%（90%）の税率により、全国平均比115%（110%）の一人当たり課税所得に対して課税した場合の税収と同水準の歳入となるよう、国が交付金を交付。一人当たり課税所得が平均比115%（110%）超の団体⇒実際の一人当たり課税所得のうち、全国平均比115%（110%）を上回る部分に対して全国平均比85%の税率を適用した場合に得られる税収相当額を、拠出金として国に納付。なお、かっこ内はランスティングの場合の値である。

図表 人口 1 人あたり歳入平衡交付金交付・拠出額

単位：クローナ／人、カッコ内は自治体数



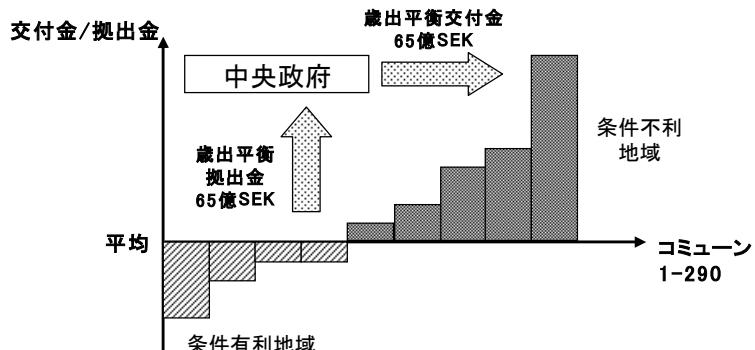
資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions(2008), "Local Government Financial Equalisation"

b 歳出平衡交付金

一方、歳出面での財政調整は、従来の考え方がほぼ踏襲されている。住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を下回る地方自治体から拠出された「歳出平衡拠出金（Cost Equalisation Charge）」を原資にして、住民一人当たりの標準歳出額が全国平均値を超過する地方自治体に対して、国を経由して「歳出平衡交付金（Cost Equalisation Grant）」が交付される。なお、算定においては、コミューンにおいては、保育サービス、義務教育、高齢者福祉といった9分野について、ランスティングにおいては、医療サービス等の3分野について、それぞれ分野ごとに年齢構成、民族、地理的条件などを考慮して計算することと算定される。

歳入平衡交付金の場合と異なり、歳出平衡交付金は、原理上、拠出金額と交付金は等しくなる。

図表 岁出平衡交付金の仕組み⁹

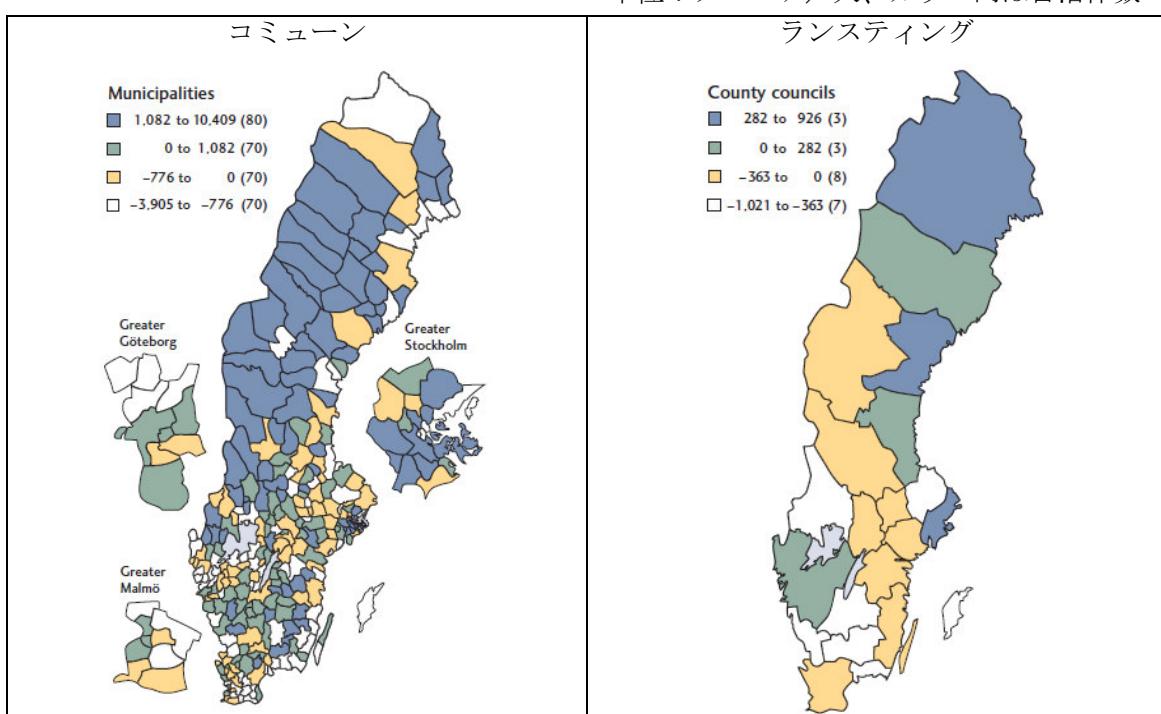


資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008), “Local Government Financial Equalisation” 及びStatistiska centralbyrån (2012), “Årsbok för Sveriges kommuner”

歳出平衡交付金については、歳入平衡交付金とは異なり、北部の過疎地域だけでなく、大都市特有の行政コスト高を反映し、ストックホルムおよびその郊外のコムーネも交付を受ける側となっている。一方、南部の都市は拠出側に回っている場合が多い。

図表 人口 1 人あたり歳出平衡交付金交付・拠出額

単位：クローナ／人、カッコ内は自治体数



資料) Swedish Association of Local Authorities and Regions(2008), “Local Government Financial Equalisation”

⁹ コムーネについては幼児保育、高校、高齢者介護など9分野、ランスティングについては医療等の3分野について、それぞれの分野毎に、年齢構造、地理的条件などにより生ずるサービス提供費用の平均値からの差を測定。平均的コストを上回る自治体は交付金を受領。平均的コストを下回る自治体は、負担金を納付。交付金総額と負担金総額は一致するよう決定（国の負担はない）。

図表 岁出平衡交付金の算定項目

調整サービス項目	算定に当たり考慮される項目
コムーン	
就学前保育、学童サービス	年齢構成、両親の就業率、課税力、人口密度
義務教育、就学前教育	年齢構成、外国籍の子ども
後期中等教育	年齢構成、プログラムの選択状況、施設の構造
高齢者ケア	年齢構成、男女比、職業上の地位、婚姻状況、北欧籍以外の者、過疎地
個人・家族のケア	海外で出生した難民とその近親、その他北欧・EU 以外の国で出生したその他の者、給付のない失業者、シングルマザー、低所得者の比率、居住地密度、一人親の子ども、起訴された若者、外国籍の子ども、コムーン人口
外国に背景を持つ子ども	0-19 歳の外国籍の子ども
人口変動	過去 10 年で 2% を超える人口減少、児童数の増減、人口が増加してから収入が増加するまでのタイムラグに対する補償
施設の構造	暖房、街路、建設費、過疎地域に特有な行政・移動・救急サービスに対する追加費用
賃金構造	近隣のコムーンの平均賃金、一戸建て住宅平均価格、就業率
ランディング	
保健・医療	ケアを必要としている集団、性別、年齢、婚姻状況、雇用状況、住居の種類、賃金構造、過疎地域に対する追加給付
人口変動	人口が増加してから収入が増加するまでのタイムラグに対する補償
賃金構造	当該ランディングにおける民間部門賃金、医師の実質給与
共同サービス	
公共交通	過疎の状況、通勤の状況、都市構造

Swedish Association of Local Authorities and Regions (2008) "Local government financial equalisation"

3) 調整補助金・拠出金

「調整補助金・拠出金」は、各自治体の課税所得の規模によって総額が決定される歳入平衡交付金の総額を国がコントロールするために設定された調整項目である。国から地方に給付される交付金の総額と地方から国に支払われる納付金との差額、すなわち国が負担する額が、国の予算において議決された金額を超過している場合、超過分が全ての自治体から拠出金の形で支出される。この逆の場合、すなわち国の予算が上回っている場合には、調整補助金の形で各自治体に拠出される。

2012 年における調整補助金・拠出金の総額は、コムーンが 46 億 6,200 万クローナ(住民一人当たり 492 クローナ)の補助金を受け取り、ランディングは 18 億 4,300 万クローナ(住民一人当たり 194 クローナ)の拠出を行っており、差し引きで 28 億 1,900 万クローナの補助金が国から地方に支出されている。